

現 行	改 正
<p>（教育委員会決裁事項）</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会の権限に属する事務の取扱に関する一般方針を定めること。</p> <p>(2) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(3) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び校舎その他の建物の建築の計画に関すること。</p> <p>(4) <u>教育長、</u> 理事、教育次長、部長、参事、課長、担当課長、校長、園長及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</p> <p>(5) 事務局及び教育機関の職員の分限（休職については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定に基づくものに限る。）及び懲戒に関すること。</p> <p>(6) 附属機関の委員の委嘱並びに任命に関すること。</p> <p>(7) 教育委員会規則の制定又は改廃（法令又は条例等の改廃に伴う字句等の軽易な事項の改正を除く。）に関すること。</p> <p>(8) 教育事務に関し、市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出に関すること。</p> <p>(9) 教科用図書の採択に関すること（採択手順の決定及び広島市教科用図書採択審議会調査員の任免を除く。）。</p> <p>(10) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(11) 訴訟及び不服申立て等に関すること（重要なものに限る。）。</p> <p>(12) 文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(13) 教育事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p>	<p>（教育委員会決裁事項）</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3)（現行に同じ。）</p> <p>(4) <u>（削る。）</u> 理事、教育次長、部長、参事、課長、担当課長、校長、園長及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</p> <p>(5) ～ (13)（現行に同じ。）</p> <p>(14) <u>博物館の登録及びその取消し並びに博物館に相当する施設の指定及びその取消しに関すること。</u></p>

(教育長への委任)

第2条 委員会は、その所管事務（地方自治法 180条の7の規定により委員会から市長の補助機関たる職員へ補助執行させることとした事務を除く。）のうち、次のものを教育長に委任する。

- (1) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び教育財産の管理に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の建物の補修について計画すること。
- (3) 教育の調査及び統計に関すること。
- (4) 委員会の所管に属する教育扶助に関すること。
- (5) 事務局及び学校その他の教育機関の職員の身分、給与、勤務等の証明に関すること。
- (6) 広島市人事委員会が行う不利益処分に関する不服申立の審査に関し、委員会が当事者として行う事務に関すること。

(教育長専決)

第3条 委員会所管事務のうち、第1条及び第2条に規定するもののほかは教育長が専決する。ただし、重要又は異例の事態が生じたとき若しくは規定の解釈上疑義が生じたときは、委員会の決裁をうけなければならない。

(教育機関の長への委任)

第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務のうち、その一部を学校その他の教育機関の長に委任することができる。

(教育次長等への委任)

第5条 教育長は第2条及び第3条に規定する事務のうち、その一部を教育次長、部長、課長、所長、係長及び教育機関の長等に専決させることができる。

(教育長代決)

(教育長への委任)

第2条 委員会は、その所管事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により委員会から市長の補助機関たる職員へ補助執行させることとした事務を除く。）のうち、次のものを教育長に委任する。

- (1) ~ (6) (現行に同じ。)

2 教育長は、前項各号に規定する事務のうち重要なものを処理したときは、その管理及び執行の状況を適時に委員会に報告しなければならない。

第3条～第5条 (現行に同じ。)

(教育長代決)

第6条 教育長は、緊急やむを得ないときは、第1条に規定する教育事務を代決することができる。ただし、この場合速やかに\_\_\_\_\_委員会に報告しなければならない。

第6条 教育長は、緊急やむを得ないときは、第1条に規定する教育事務を代決することができる。ただし、この場合速やかに管理及び執行の状況を委員会に報告しなければならない。

教育長の職務代行者に関する規則（昭和47年教育委員会規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、教育長の職務を代行する者について定めるものとする。

（代行順序）

第2条 教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、教育次長がその職務を代行する。

第3条 教育長及び教育次長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、部長（広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）第1条に規定する部の長をいう。）である事務職員で、部長としての在職期間の長い者がその職務を代行する。この場合において、在職期間が同一である者が2人以上あるときは、給料の号給の多い者が、なお同じときは、職員としての在職期間の長い者がその職務を代行する。

附 則（省略）

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定について

このことについて、下記のとおり制定する。

記

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長が教育長を任命することとされたことに伴い、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例について、その承認権者を定める必要がある。

2 制定の内容

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例について、教育委員会をその承認権者とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置

この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育長が改正法に規定するところにより在職する間は、この規則の本則の規定は、適用しない。

広島市教育委員会規則第 号

平成 27 年 3 月 日

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例（平成 27 年広島市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第 2 条 条例第 2 条の規定により一般職の例によるときは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 26 年 8 月 11 日広島市条例第 23 号）中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 条例第 3 条の規定により一般職の例によるときは、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年 3 月 30 日広島市条例第 55 号）中「任命権者又は委任を受けた者」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、この規則の本則の規定は、適用しない。

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長において、総合教育会議が設置されることとなったこと、また、同会議において、広島市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に関する協議を行うこととなったことに伴い、これらに関する事務を所掌する所管課を定めようとするものである。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施により、青少年育成部放課後対策課が所掌している留守家庭子ども会の制度改正を行うこととしており、その名称を「広島市放課後児童クラブ」に変更することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。
- (3) 平成28年度に開催される全国高等学校総合体育大会（広島大会）の開催準備事務を学校教育部指導第二課で行うこととしたことに伴い、同課の分掌事務にこの事務を加えようとするものである。

2 施行期日

平成27年4月1日



広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第34号を第35号とし、第2号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整（教育企画課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関する事。

第2条第5項第2号中「留守家庭子ども会」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第10項に次の1号を加える。

(11) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）の開催準備に関する事。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

規則等の名称 広島市教育委員会事務局事務分掌規則

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(3) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。</p> <p>(4) 議会に関すること。</p> <p>(5) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(6) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p>(7) 企画会議に関すること。</p> <p>(8) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(9) 教育行財政の基本調査に関すること。</p> <p>(10) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(11) 事務局職員及び教育機関等の職員(教職員及び学校給食センターの職員(以下「教職員等」という。)を除く。以下「職員」という。)の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(12) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関すること。</p> <p>(13) 職務権限に関すること。</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) <u>総合教育会議に関する市長との協議及び調整(教育企画課の所掌に属するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) (現行に同じ。)</p> <p>(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) (現行に同じ。)</p> <p>(9) (現行に同じ。)</p> <p>(10) (現行に同じ。)</p> <p>(11) (現行に同じ。)</p> <p>(12) (現行に同じ。)</p> <p>(13) (現行に同じ。)</p> <p>(14) (現行に同じ。)</p>

<p>(14) 職務の評価及び格付けに関すること。</p> <p>(15) 職員の勤務成績の評定に関すること。</p> <p>(16) 職員の研修に関すること。</p> <p>(17) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関すること。</p> <p>(18) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定(教職員課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(19) 教育委員等の報酬等に関すること。</p> <p>(20) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関すること。</p> <p>(21) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(22) 職員の公務災害補償の実施に関すること。</p> <p>(23) 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(24) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。</p> <p>(25) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関すること。</p> <p>(26) ほう賞に関すること。</p> <p>(27) 文書の收受、整理及び保存に関すること。</p> <p>(28) 公印の管理に関すること。</p> <p>(29) 事務の管理改善に関すること。</p> <p>(30) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(31) 町村合併に関すること。</p> <p>(32) 教育委員会の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</p> <p>(33) その他事務局の庶務に関すること。</p> <p>(34) 課及び教育企画課の庶務に関すること。</p>	<p>(15) (現行に同じ。)</p> <p>(16) (現行に同じ。)</p> <p>(17) (現行に同じ。)</p> <p>(18) (現行に同じ。)</p> <p>(19) (現行に同じ。)</p> <p>(20) (現行に同じ。)</p> <p>(21) (現行に同じ。)</p> <p>(22) (現行に同じ。)</p> <p>(23) (現行に同じ。)</p> <p>(24) (現行に同じ。)</p> <p>(25) (現行に同じ。)</p> <p>(26) (現行に同じ。)</p> <p>(27) (現行に同じ。)</p> <p>(28) (現行に同じ。)</p> <p>(29) (現行に同じ。)</p> <p>(30) (現行に同じ。)</p> <p>(31) (現行に同じ。)</p> <p>(32) (現行に同じ。)</p> <p>(33) (現行に同じ。)</p> <p>(34) (現行に同じ。)</p> <p>(35) (現行に同じ。)</p>
<p>2 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政の総合企画に関すること。</p>	<p>2 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p>

<p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。</p> <p>(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</p> <p><u>(4) 県費負担教職員の給与費等の移譲に関すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 青少年育成部放課後対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法(昭和22年法律第164号。児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。)の施行に関すること。</p> <p>(2) 児童館の業務及び<u>留守家庭子ども会</u>の運営に関する指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 児童館の設置及び整備に関すること。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教育課程(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校における教育の指導(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(3) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p>	<p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p><u>(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) (現行に同じ。)</u></p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>5 青少年育成部放課後対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 児童館の業務及び<u>放課後児童クラブ</u>の運営に関する指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>6～9 (現行に同じ。)</p> <p>10 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p>
--	---

<p>(5) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教科用図書 の採択(特別支援教育課の所掌に属 するものを除く。)及び補助教材に 関すること。</p> <p>(6) 高等学校及び中等教育学校の入 学者選抜に関すること。</p> <p>(7) 高等学校及び中等教育学校の課 程等の設置及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 高等学校及び中等教育学校の通 学区域に関すること。</p> <p>(9) 中高一貫教育に関すること。</p> <p>(10) 人権教育行政の総合調整に関 すること。</p> <p>11、12 (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>	<p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) (現行に同じ。)</p> <p>(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) (現行に同じ。)</p> <p>(9) (現行に同じ。)</p> <p>(10) (現行に同じ。)</p> <p><u>(11) 全国高等学校総合体育大会(広 島大会)の開催準備に関すること。</u></p> <p>11、12 (現行に同じ。)</p> <p>第3条～第10条 (現行に同じ。)</p>
---	--

広島市教科用図書採択審議会規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

教育委員会事務局の組織改正により、広島市教育委員会事務局事務分掌規則が一部改正され、中学校の教科用図書の採択及び補助教材に関する分掌事務が、指導第一課から指導第二課へ移管されたことに伴い、採択審議会の庶務担当課として指導第二課を加えようとするものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成27年4月1日

広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則

広島市教科用図書採択審議会規則（平成25年広島市教育委員会規則第4号）の一部  
を次のように改正する。

第8条中「指導第一課」の右に「又は指導第二課」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表

現 行	改 正
<p>(庶務)            第8条 採択審議会の庶務は、広島市教育委員会学校教育部指導第一課 _____ において処理する。</p> <p>附 則            この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>_____</p> <hr/>	<p>(庶務)            第8条 採択審議会の庶務は、広島市教育委員会学校教育部指導第一課 <u>又は指導第二課</u>において処理する。</p> <p>附 則            この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>



議案第14号

平成27年3月26日提出

## 広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部を改正する。

### 記

#### 1 改正の趣旨

青年の利用を阻害しない範囲で、一般利用者の利便性を向上するため、国際青年会館の使用許可申請の受付期間を改めようとするものである。

#### 2 改正内容

青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないときの使用許可の受付期間について、3か月前からを5か月前からにする。

#### 3 施行期日

平成27年10月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 27 年 3 月 日

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市国際青年会館条例施行規則（平成 3 年広島市教育委員会規則第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 4 号中「3 か月前」を「5 か月前」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市国際青年会館条例施行規則）

現 行	改 正
<p>（使用許可の手続） 第5条 （略）</p> <p>3 使用許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 青年の資質の向上に資する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うとき。その申請に係る使用を開始する日の1年前のもの</p> <p>(2) 青年の資質の向上に資する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。その申請に係る使用を開始する日の6か月前のもの</p> <p>(3) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うとき。その申請に係る使用を開始する日の6か月前のもの</p> <p>(4) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>3か月前</u>のもの</p> <p>4及び5 （略）</p>	<p>（使用許可の手続） 第5条 （現行に同じ）</p> <p>3 （現行に同じ）</p> <p>(1) （現行に同じ）</p> <p>(2) （現行に同じ）</p> <p>(3) （現行に同じ）</p> <p>(4) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>5か月前</u>のもの</p> <p>4及び5 （略）</p>

広島市立幼稚園園則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

子ども・子育て支援法において、保護者からの利用申込みに対して正当な理由がなければ拒んではならない旨が規定されたこと等に伴い、入園の許可に係る規定等について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

入園の許可、休園・復園及び退園命令の手続き等並びに月の中途の入園・退園の場合における授業料の徴収に係る規定について見直すほか、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

【参考】

○ 子ども・子育て支援法（抜粋）

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令抜粋）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則

広島市立幼稚園園則（昭和42年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「、教育年限」を「及び教育年限」に改める。

第12条第1項中「許可は」の右に「、入園願に基づき、」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 園長は、疾病等により適切な幼稚園教育を行うことが困難である場合など正当な理由があると認められるときは、教育委員会と協議の上、入園を許可しないことができる。

第12条第3項中「こえた」を「超えた」に改める。

第15条第2項中「その理由を正当と認めたとき」を「正当な理由があると認められるとき」に改める。

第16条第2項中「認めたときに限り」を「認められるときは」に改める。

第17条中「一に該当する園児に」を「いずれかに該当する園児の保護者に対し、教育委員会と協議の上、当該園児の」に、同条第1号中「引続き」を「引き続き」に、同条第2号中「病気又は身体発育ふじゅうぶんで、幼稚園教育をなし得ない」を「疾病等により適切な幼稚園教育を行うことが困難である」に改める。

第20条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。